

修繕仕様書

- 1 修繕名 千葉市緑区鎌取コミュニティセンターLED照明灯交換修繕
- 2 修繕場所 千葉市緑区おゆみ野3丁目15-2
- 3 修繕期間 120日間
- 4 修繕対象 本修繕は、千葉市緑区鎌取コミュニティセンター体育館の老朽化した照明設備を修繕するものである。

5 一般事項

- (1) 受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行すること。
- (2) 本仕様書に明記無き事項は、原則として下記による。
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合は、受注者がその賠償の責任を負う。
- (4) 本市では、千葉市環境マネジメントシステム(C-EMS)を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R(発生抑制、再使用、再生利用)活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っていることから、本修繕の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。
- (5) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (6) 修繕期間中の安全管理には十分注意すること。
- (7) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。
- (8) 発生材は場外搬出適切処分とする。
- (9) 本修繕の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを無償にて利用できるものとする。
- (10) 本修繕の履行に必要な官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等も受注者の負担とする。
- (11) 本修繕の履行にあたり、下記書類を市担当者に提出すること。
 - ・施工計画書(緊急連絡体制が分かる書類)
 - ・施工写真(完成後に確認が困難な隠蔽部や施工の過程が分かるもの。施工前、施工後)
 - ・修繕完了後に必要となる書類(取扱説明書、完成図面等)
 - ・その他、市担当者の指示による書類

6 施工条件

- (1) 施工前に現場調査を行い、施工期間が短くなるよう、適切な施工方法を選定すること。
(想定日数 現場調査2日 修繕施工日数3日)

- (2) その他の調査作業日時等についても、施設管理者と協議の上、決定すること。
- (3) 施工・調査や資材搬入等は施設利用者に注意して行うこと。

7 修繕内容（仕様及び修繕範囲は修繕図面による）

- (1) 照明昇降設備の撤去（電源養生含む）
- (2) LED 照明器具の設置